

新宮町告示第67号

令和4年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月23日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和4年6月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

---

○6月2日に応招した議員

全員

---

○6月3日に応招した議員

全員

---

○6月13日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和4年 第2回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和4年6月2日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年6月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第40号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第41号議案 専決処分について(新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第42号議案 専決処分について(令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について)
- 日程第6 第43号議案 専決処分について(令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第7 第44号議案 専決処分について(令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第8 第45号議案 専決処分について(令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第46号議案 専決処分について(令和3年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第10 第47号議案 新宮町水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第48号議案 新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第49号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第50号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第51号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第52号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第53号議案 令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第54号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第55号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第56号議案 工事請負契約の締結について(雲雀ヶ丘団地解体工事)
- 日程第20 第57号議案 工事請負契約の締結について(新宮中学校体育館屋根及び外壁改修工

事)

- 日程第21 第58号議案 財産の取得について（新宮町消防団第6分団積載車更新）
- 日程第22 発議第2号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて日本政府に実効的な措置を講ずることを強く求める意見書の提出について
- 日程第23 報告第6号 令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第24 報告第7号 令和3年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第25 報告第8号 令和3年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第9号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第27 報告第10号 例月出納検査結果報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第40号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 第41号議案 専決処分について（新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第42号議案 専決処分について（令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第43号議案 専決処分について（令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第44号議案 専決処分について（令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第45号議案 専決処分について（令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第46号議案 専決処分について（令和3年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第10 第47号議案 新宮町水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第48号議案 新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第49号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第50号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第51号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第52号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

- 日程第16 第53号議案 令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について  
日程第17 第54号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について  
日程第18 第55号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について  
日程第19 第56号議案 工事請負契約の締結について（雲雀ヶ丘団地解体工事）  
日程第20 第57号議案 工事請負契約の締結について（新宮中学校体育館屋根及び外壁改修工事）  
日程第21 第58号議案 財産の取得について（新宮町消防団第6分団積載車更新）  
日程第22 発議第2号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて日本政府に実効的な措置を講ずることを強く求める意見書の提出について  
日程第23 報告第6号 令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第24 報告第7号 令和3年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について  
日程第25 報告第8号 令和3年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第26 報告第9号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について  
日程第27 報告第10号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美徳君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	地域協働課長	……………	片山 勇二君
政策経営課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	尾田 繁男君
住民課長	……………	堺 好行君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
子育て支援課長	……………	高木 昭典君	産業振興課長	……………	森 真二君
環境課長	……………	安河内正路君	都市整備課長	……………	西田 大輔君
上下水道課長	……………	高橋 忠久君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	桐島 聡君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回新宮町議会定例会を開会いたします。

それでは配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、横大路政之議員、11番、松井和行議員、事故に備えて1番、安武久美子議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月13日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの12日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。本日ここに令和4年第2回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、第6波のピークを福岡県は感染状況を考慮し、感染再拡大防止対策期間を4月7日で、また福岡コロナ警報は6月1日で解除されました。このような状況の中、全国的にも社会経済活動の再興に向けて進んでおり、ゴールデンウィークは久しぶりに多くの人の動きが見られました。新宮町では、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加及び12歳未満分の接種を進めるとともに、4回目の接種にも対応できるよう準備を進めております。新型コロナウイルスとは長い付き合いになっておりますが、アフターコロナ、withコロナを意識をし、町民の皆様には基本的な感染対策の継続をお願いをしながら、計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

一方、北京での冬季オリンピック、パラリンピック時の米中対立、またロシアのウクライナ侵攻など、国際情勢を大きく揺るがす状況が見られました。特に、ロシアに対する抗議や各国による制裁、度重なる停戦協議にもかかわらず、いまだ解決に至らず、多くの尊い命が失われていることは大変残念に思うとともに、1日でも早い解決を強く願っております。

町では、第6次新宮町総合計画に掲げる事業を進めるとともに、DXデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラル脱炭素社会の実現に向けた取組を本格的に進めてまいります。新型コロナウイルス感染症関連事業につきましては、子育て世代への臨時特別給付、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を進めるとともに、コロナ禍において生活に困っておられる方の声を救いとり、必要に応じて町独自の対応策を検討いたします。議会、町民の皆様とともに、この難局を乗り越え、コロナ前の日常を取戻してまいりたいと考えております。

町政につきましては、継続事業の新宮ふれあいの丘公園及び周辺道路の整備、Park-PFIを活用した事業を進めております。また、隣接における民間開発、下府及び三代の土地区画整理事業の支援を進めてまいります。令和3年度のふるさと納税につきましては、39億円を超えるご寄附をいただきました。13億9,200万円をふるさと応援基金に積立てております。これから本格的に梅雨時期を迎えます。ここ数年、気候変動の影響か、毎年各地で災害が発生しております。本町におきましては、大規模な災害はありませんが、災害はいつどこで起こるか分かりません。いざというときに備え、地域防災計画の見直しなど万全を期してまいります。

それでは、本日提案いたしております議案は、専決処分の報告7件、条例の制定、改廃等2件、令和4年度補正予算7件、契約等3件、計19議案、諸報告5件となっております。なお、追加議

案等の予定もございます。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いをいたしまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第40号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第40号議案、専決処分について、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（尾田 繁君） はい。第40号議案、専決処分について、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを令和4年3月31日付で専決処分しましたので、報告し承認を求めらるるものでございます。理由といたしましては、地方税法等の改正によるもので記載のとおりとなっております。今回の主な改正点は、固定資産税の負担調整措置、住宅借入金等特別控除の延長、見直しに伴う規定の整備等です。

次のページに専決処分書をつけております。

その次の1ページ5ページまでは改正条文で、6ページ以降は新旧対照表となっております。主な改正点を、参考資料の新旧対照表で説明したいと思います。なお、法規定整備による条ずれ、項ずれ、字句改正等については省略させていただきます。

では、6ページをお願いいたします。第18条の4は、納税証明書のうち、固定資産課税台帳に登録されている事項の記載がある証明書については、登記所に対してDV被害者等の申し出があった登記名義人の住所は、登記所から通知される「住所に代わる事項」を記載することになるため規定を整備するもの。次の第33条は、所得割の課税標準に係る規定ですが、個人町民税において特定配当、株式等譲渡所得について、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものとなっております。

飛びまして、8ページの第34条の7については、経過措置が終了したことに伴い整備するものです。

9ページの第34条の9は、特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載により行うため、規定の整備をするものです。同9ページの1番下、第36条の2は、公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定のうち、配偶者特別控除額についての引用条文を整備するものです。

飛びまして11ページ。第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族に係る規定の追加等の整備をするものです。

次ページの第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族に係る規定の追加等の整備をす

るものです。

飛びまして14ページ、第73条の2、第73条の3は、第18条の4の改正と同様に固定資産税課税台帳の閲覧に供し、または記載事項の証明書を交付する場合において、登記所に対してDV被害者等の申し出があった登記名義人の住所は登記所から通知される「住所に代わる事項」を記載することになるため、追加して整備を行うものです。

次ページの附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しをするもので、第10条の2については、法改正による項ずれ、追加、削除をするものです。

飛びまして19ページ。附則第12条は、負担調整措置として、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5パーセントとするもので、次ページ附則第16条の3は、個人町民税において特定上場株式等の所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、所得税での適用がある場合に限り適用するため整備をするものです。

すいません、次ページ21ページの附則第20条の2は、利子と配当等所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用するため整備するものです。

22ページの附則第20条の3は、条約適用配当等所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用するため整備するものです。

飛びまして24ページ、附則第26条は、法附則61条のコロナを踏まえた措置の適用年度、居住年が法附則5条の4の2に含まれてしまうことに伴って削除するものです。

26ページの第2条関係は、法改正による項ずれ、字句改正等によるものですので省略させていただきます。施行の時期につきましては、原則、令和4年4月1日施行となっております。なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第40号議案、原案のとおり承認することを賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第40号議案は原案のとおり承認することに決しました。



#### 日程第4. 第41号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第41号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第41号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるところでございます。主な理由といたしましては、国民健康保険法施行令が改正されたことによる、本町国民健康保険税の賦課限度額を変更するものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。第28条第1項中「定めることろ」を「定めるところ」に改める。附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日、適用区分をこの条例による改正後の規定を令和4年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしています。

2ページから3ページに改正の新旧対照表を添付しております。第28条第1項の改正につきましては、語句の訂正を行うものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第41号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第41号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第5. 第42号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第42号議案、専決処分について、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第42号議案、専決処分について、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について。令和4年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるところでございます。理由といたしまして、令和3年度の国庫支出金が確定したことなどのため、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ383万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,392万8,000円とするものがございます。

歳出予算から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、11節役務費につきましては、電子マネーの利用状況により減額しております。1款2項1目事業費、10節需用費についてです。燃料費につきましては、コロナ感染症の影響により臨時運航が少なかったこと。また、荒天による欠航が多かったことなどにより減額しております。修繕料は、渡船新宮中間検査費の減などによるものです。

次に、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目事業収入は、利用者数に合わせて増額するものがございます。2款1項1目渡船事業国庫補助金につきましては、離島航路運営費等補助金の確定による増額です。4款1項1目一般会計繰入金は収支調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第42号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第42号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

## 日程第6. 第43号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第43号議案、専決処分について、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第43号議案、専決処分について、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。理由につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ964万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億802万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正、国県支出金などの確定に伴います財源更正となっております。

主なものを説明していきます。14、15ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、2款保険給付費、1項療養諸費。

16、17ページをお願いいたします。2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費。18、19ページをお願いいたします。5項葬祭諸費、6項傷病手当金。20、21ページをお願いいたします。5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。22、23ページをお願いいたします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。以上につきましては、それぞれの実績が見込みより少なかったため減額したものでございます。特定財源について、ご説明いたします。14、15ページの総務管理費から20、21ページまでの保健事業費までは、県の普通交付金と特別交付金及び一般会計繰入金を充てておりますので、いずれもマイナスとさせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、令和3年度の国民健康保険税の被保険者の異動等による増となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第43号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

## 日程第7. 第44号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第44号議案、専決処分について、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第44号議案、専決処分について、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。理由といたしましては、記載のとおりとしております。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,307万7,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います補正でございます。

主なものを説明いたします。10、11ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、町が後期高齢者の保険料を広域連合に納付する額が確定いたしましたことにより減額とするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8、9ページをお願いいたします。1款1項、後期高齢者医療保険料につきましては、保険者の異動等による減となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第44号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

### 日程第8. 第45号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第45号議案、専決処分について、令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第45号議案、専決処分について、令和3年度新宮町相島診療

所事業特別会計補正予算について、令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたのでここに報告し、承認を求めるものでございます。

次ページに専決処分書を添付いたしております。

では、内容を説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ258万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,524万4,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の委託料、看護師派遣委託料につきましては、渡船の欠航や医師が3月に産休に入りましたので、休診日が増えまして、派遣回数が減になったということによる委託料の減額となっております。同じく負担金補助及び交付金につきましては、県からの派遣医師に関する負担金の額が確定したことによるものでございます。

戻りまして8、9ページをお願いいたします。歳入について説明をさせていただきます。1款1項1目診療報酬外使用料の増額につきましては、これはコロナワクチンが急激に増えましたので、その分の増額によるものです。2款県支出金につきましては、補助金の額確定によるもの。3款繰入金、一般会計繰入金につきましては、収支調整でございます。

説明につきましては以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第45号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第45号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第9. 第46号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第46号議案、専決処分について、令和3年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第46号議案、専決処分について、令和3年度新宮町一般会計補正予算につきまして、令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めらるものでございます。理由といたしましては、令和3年度の国庫支出金等が確定したことなど

のため、令和3年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付いたしております。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,562万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億3,070万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条、地方債の補正について説明をいたします。少し飛びますが、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、変更分といたしまして5つの事業を計上いたしております。表中上段の非課税世帯等臨時特別支援事業は、年度内執行額に変動が生じたため変更するもの、表中段のプリンター購入費に係る3つの事業は、入札により額が確定したため変更するもの、下段の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、町内認定こども園幼稚園部分に係る当該補助金の4月から9月分の見込みが増となったため増額するものでございます。第3表、地方債補正は、事業費の確定に伴い、起債の限度額を変更するもので、補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。また、今回の歳入歳出補正予算につきましては、町税や交付金などの増及び各事業費の確定などに伴う減額補正、国県支出金に伴います財源更正などがございますので、これらの説明につきましては省略をさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先一覧を配付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、歳出から説明をいたします。40、41ページをお願いいたします。3款1項8目介護保険事業費、18節県介護保険広域連合負担金の増は、粕屋支部事務所の施設整備にかかる負担金の増によるもの。

飛びまして、52、53ページ。10款5項1目幼稚園総務費、18節保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の増は、先ほど第2表、繰越明許費補正の際に説明しましたとおりでございます。

56、57ページをお願いいたします。13款3項基金費でございます。1目減債基金費から、4目ふるさと応援基金費まで、それぞれに利子積立金を計上するとともに、1目減債基金費に令和5年度以降の公債費の増加に対応するため、基金積立金3億円を計上し、2目財政調整基金にも今後の町財政の健全運営に資するため、基金積立金3億円を計上し、4目ふるさと応援基金費にふるさと寄附金の額の見込みに伴い、3億9,200万円を計上するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて説明をいたします。なお、国庫支出金、県支出金及び地方譲与税などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

戻りまして、10、11ページをお願いいたします。1款町税は、実績見込みによりまして、1項町民税、2項固定資産税は、それぞれ増額。4項町たばこ税は、283万7,000円の減額といたしております。

飛びまして、30、31ページをお願いいたします。17款2項1目不動産売払収入、1,256万円の増は、新宮東4丁目及び大字立花口等の土地売払いによるもの。18款1項1目一般寄附金は、実績見込みを踏まえ、ふるさと寄附金2,200万円の減といたしております。19款2項2目財政調整基金繰入金につきましては、町税の増、地方譲与税及び各種交付金などの額の確定並びに各事業等の歳出減により、2,061万円全額を基金に積み戻しております。

次の32、33ページ。21款1項2目過料は、水道事業に伴う過料が発生したため計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） ちょっと1つですね、最終確認ですけどね。ふるさと納税ですけど、最終的な金額というのは、39億7,800万円ということではよろしいんですかね。それと、これ公金システムとか、ポータルサイトの経費は計上されていますけど、委託料は今回計上がないということで、最終的に委託料というのは、もうこの9月まで計上はないということですか。よろしくをお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 今回3月の補正予算ということで、予算ということで39億7,800万円という数字としております。決算につきましては、円単位のところでなってきますので、予算を少し上回る額というところで今、最終的に決算の調整をしておるところでございます。それと、委託料につきまして、この後のっていうところがもう3年度の補正予算でございますので、これがもう最終の予算というところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 年間定期便でですね、実際にまだ送られてないものは、後で上がってくるということをなんか去年言われていましたよね。今後ないということであれば、それはそれでいいんですけど、委託率でですね、今までの委託金額、それと、この39億7,800万円を割り戻すと、54.5の率になっているんですよ。単純にですね、10月から54になりましたよと、それまでは55ということで上期と下期っていうか、その半期が同じ金額であれば54.5になると思うけど、実際は12月とか11月の寄附金がガッと多くなるでしょう。そうすると、この金額で、もういいのかなということで単純なことですけど質問いたしました。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。これは、令和3年度の予算でございますので、令和4年の3月31日までに返礼品の対応をした分についての委託料をお支払いするという予算でございます。4月以降の委託料につきましては、令和4年度の予算という形になりますので、そういった形で令和4年度に対応するということで、令和4年度の予算というところで、ご理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにありますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第46号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第10. 第47号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第47号議案、新宮町水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第47号議案、新宮町水道条例の一部改正について説明いたします。提案理由といたしまして、水道利用加入金について必要な事項を新宮町水道事業水道利用加入金規程で規定していたものを、新宮町水道条例第7条に規定するため改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものです。

1ページをお願いします。第7条中「別」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条に次の10項を加えるものです。第2項は、加入金の適用範囲について。第3項は、加入金を負担するものと時期について。第4項は、給水装置の増設または改造について。第5項は、加入金には消費税及び地方消費税を加えることについて。第6項は、町の量水器口径とすることについて。第7項は、同一敷地内で2つ以上に分岐して、量水器を設置する場合について。第8項、第9項は、既設量水器の口径を大きくする場合について。第10項は、加入金の減免について。

2ページをお願いします。第11項は、既設加入金を還付しないことについて。最後に、別表第1で、加入金の量水器口径ごとの金額、別表第2で、水源補強費の契約水量及び戸数と戸数ごとの金額を示しております。

3ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は令和4年7月1日から施行するこ



ととしています。

4ページ以降に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今まで、規定でやっていた分を今回、条例の中に組み込むという形なんですけど、今の現状のままでは何か問題があるとか、そういうふうなことになるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。今までは、規定として加入金を別に定めるということで金額としてなかったんですけど、これについて地方自治法では加入金や手数料とかは、条例でこれを定めなければならないとなっておりますが、今までは別に定めるとして金額を載せていませんで、これ私事で申し訳ないんですけど、私が税務課の時代に条例とかを制定していた関係上、ちょっとこちらのほうに異動して加入金の金額が載っていないのはおかしいんじゃないかということで、そこをきっかけとして今回、条例改正に至るようになりました。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。課長のほうが指摘してということなんですかね、ということなんですけど、そうであれば別に今までのいろいろ手続上は、何ら問題がないというふうな解釈でよろしいんですかね。それとですね、改正された条例に組み込まれたときに、規定の中では例えば30ミリであれば、協議の上41万円とか、40ミリであれば、協議の上70万円とかいうふうになっていたんですけど、今回、もうこれは41万円、70万円というふうにもきちっと金額を決めてあるということなんですけど、今までこうやる中で、これいろんな解釈できると思うんですね。協議の上、41万円で、協議して整わなかったら安くなるのかとかいうふうな解釈もできるんですけど、今までそういったケースというふうなことはあるんでしょうかね。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。まず最初の納入についてですけども、一応、今までについて間違いではなかったんですけど、ちょっと適切ではなかったということで今回載せております。それと今まで協議に基づきということにしていたのは、水量規制がございました時代に、やっぱりその大きな口径とかできたらいけないということで、協議をもとにしていまして、大きな口径をつけるときには井戸にしたりとか、専用水道にとかいうお願いをしてたんですけど、規定に協議に基づきっていうのは、ちょっとおかしいんじゃないかということ、今回ははっきりしております。例としては、今までは協議の上とかいうか、その口径についてはその金額をいただいて、先ほど言った40万円とかですね。そちらのほうの金額をいただいているような感

じです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、要は100ミリ以上はもう協議の上決定ということで、今回も条例の中に組み込まれているじゃないですか。もうここ100ミリ以上っちゃうのは、どれぐらいの規模の開発なのか分かりませんが、ここ自体もやっぱりここはもう協議の上、今まで前例があるのかどうか分かりませんが、決定するということになるんですか。でも、これは大枠何か金額が示されているのか。その点をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。今までないのですが、100ミリ以上の協議としているのは、本管から2段階落とすような感じで、本管が200ミリないといけないので、そういう本管に対しての100ミリ、2段階落とすように引込みはしていますので、今まで例はございません。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第47号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第47号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 第48号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第48号議案、新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第48号議案、新宮町簡易水道条例の一部改正について説明いたします。提案理由としまして、水道利用加入金について必要な事項を新宮町水道事業水道利用加入金規程で規定していたものを、新宮町簡易水道条例第7条に規定するため改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものです。

1ページをお願いします。第7条中「別」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条に次の10項を加えるものです。第2項は、加入金の適用範囲について。第3項は、加入金を負担するものと時期について。第4項は、給水装置の増設または改造について。第5項は、加入金には消費税及び地方消費税を加えることについて。第6項は、町の量水器口径とすることについて。第7

項は、同一敷地内で2つ以上に分岐して、量水器を設置する場合について。第8項、第9項は、既設量水器の口径を大きくすることについて。第10項は、加入金の減免について。

2ページをお願いします。第11項は、既設加入金を還付しないことについて。最後に別表第1で、加入金の量水器口径ごとの金額、別表第2で、水源補強費の契約水量及び戸数ごとの金額を示しております。

3ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は令和4年7月1日から施行することとしています。

4ページ以降に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第48号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第48号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 第49号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第49号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第49号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,328万3,000円とするものでございます。

歳出より説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費は、4月1日付け人事異動に伴うもの。また、先の臨時会におきまして、議決いただきました人事院勧告による期末手当減額等の人件費の補正を行うものでございます。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金は、収支調整でございます

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第49号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第49号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 第50号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第50号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第50号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,818万6,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費及び5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、先の人事院勧告及び4月の人事異動等に伴う人件費を計上しております。特定財源といたしまして、5款1項1目職員給与費等繰入金及びその他一般会計繰入金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第50号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第50号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14. 第51号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第51号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第51号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,229万円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、先の人事院勧告及び4月の人事異動に伴う給与費等を計上しております。

次に歳入について、ご説明いたします。8、9ページをお願いいたします。3款1項1目2節一般会計繰入金で収支調整を行うものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第51号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 第52号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第52号議案、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第52号議案、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、今回の補正につきましては、歳入歳出予算総額にそれぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,882万4,000円とするものでございます。

歳出の説明をさせていただきます。10、11ページをお願いします。歳出につきましては人件費が主なものなのですが、その中で1款1項1目一般管理費の3職員手当の中の通勤手当なんですけれども、こちらにつきましては4月から県の派遣の先生が替わりまして、島外から通勤を

されるようになりましたので、その通勤手当分を計上させていただいております。

戻りまして8、9ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計繰入金にて収支調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第52号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 第53号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第53号議案、令和4年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第53号議案、令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益は、補正予算額30万円を増額し、合計7億2,659万4,000円とするものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額363万1,000円を減額し、合計の6億9,839万3,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費でございます。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費391万8,000円を減額し、合計の5,397万4,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明します。1款1項3目総係費は、4月の人事異動及び条例改正により、手当の支給率の減に伴い、給料等の人件費に関するもの、363万1,000円減額するものです。次に、収入の説明をします。1款2項2目補助金、他会計補助金は4月の人事異動に伴い、児童手当補助金を30万円増額するものです。

最後に、4ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第53号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第53号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 第54号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第54号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第54号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和4年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用は、補正予算額223万5,000円を減額し、合計の9億5,972万8,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費607万5,000円を減額し、合計の4,873万8,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明します。1款1項4目総係費は、4月の人事異動に伴い、手当等の人件費に関するものを223万5,000円減額するものです。

最後に4ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第54号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程第18. 第55号議案**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第55号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第55号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億236万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1,030万8,000円とするものでございます。今回の補正予算は、主に4月1日付けで実施しました人事異動及び会計年度任用職員の採用等に伴うもの、また、先の臨時会において議決いただきました人事院勧告による期末手当減額等の人件費の補正を全般的に行っておりますので、それらに関する説明は省略をさせていただきます。

それでは、歳出から説明をいたします。12、13ページをお願いいたします。2款1項6目企画費は、自治体デジタルトランスフォーメーション推進に関する事業で、一般財団法人地域総合整備財団からの助成が決定したことにより、委託料及び旅費を増額するもので、委託料の主な内容としましては、町内の地域ごとにある多様な特性や様々な年齢層におけるまちの課題を抽出、整理し、新たなテクノロジーを用いて地域や町民に向けたサービス等を検討し、数パターンの実証実験の実施及び効果検証等を行うものでございます。旅費につきましては、財団法人内に当助成事業に係る研究会が設置される予定であり、当研究会に出席するため必要な費用を計上いたしております。特定財源といたしまして、21款4項3目1節地域イノベーション連携モデル事業助成金の全額を充当するものでございます。7目電算管理費、10節消耗品費は、庁舎内で職員が利用しているコンピューターネットワークのライセンスが不足していることから、10ライセンス追加購入するもの。12節パソコン等保守委託料は、当初予定いたしておりましたファイルサーバー及び高速レーザープリンターのリース更新について、半導体不足等により想定より納入に時間を要することが判明したため、保守委託料を今年度末まで延長するため増額。17節電算用備品購入費は、先ほど説明いたしましたファイルサーバー及び高速レーザープリンターのリー



ス更新について、高速レーザープリンターにつきましては、単独購入に切り替えるため購入経費を措置するものでございます。

次の14、15ページ。2項2目賦課徴収費、18節軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金の増は、実績から不足が見込まれるため。

18、19ページ。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金の増は、人件費等の増によるもの。

20、21ページ。9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金の減は、人件費の減によるもの。10目非課税世帯等臨時特別支援事業費、22、23ページの22節子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金は、令和3年度分の事業確定に伴う事業費及び事務費に係る補助金残余分を返還するもの。2項1目児童福祉総務費、22節児童福祉施設費負担金還付金は、令和3年度中の新型コロナウイルス感染症拡大時に、認可保育園への登園自粛を求めたことによる利用者負担金減免に伴う還付金。3目児童福祉施設費、17節学童保育所用備品購入費は、各学童保育所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、空気清浄機を合計13台配置するための経費。4目シーオーレ新宮管理費、12節施設維持管理委託料は、シーオーレ新宮内の屋内消火栓ホースの耐圧試験に係る経費。

24、25ページ。4款1項1目保健衛生総務費、27節相島診療所事業特別会計繰出金は、人件費の増によるものでございます。また、財源構成といたしまして、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金のうち、8万3,000円を充当いたしております。2目予防費、11節郵便料金及び12節システム改修等委託料は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費を計上いたしております。特定財源といたしまして、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金のうち、260万4,000円を充当するものでございます。

28、29ページ。6款3項3目漁港管理費、14節漁港管理工事費の増は、当初から予定しております相島漁港第4船揚場軌条補修工事に際し、資材等の高騰によるもの。4目飛砂対策費、14節飛砂対策工事費は、新宮海岸沿いに設置しております防砂ネットが飛砂及び強風により破損したため、その復旧のための経費。

30、31ページ。7款1項2目商工業振興費、18節プレミアム付商品券発行事業補助金は、コロナ禍における原油価格、物価高騰を踏まえ、地域経済の活性化と生活者支援を目的に、既に予算措置いたしております事業をプレミアム率30パーセント、プレミアム付商品券発行総額1億円の事業に拡大するもので、1冊の販売額は1万円、1人当たりの購入限度額は5冊、5万円までとなっており、事業を実施する新宮町商工会に補助するものでございます。

32、33ページ。9款1項2目非常備消防費、7節消防団員退職者報償金の増は、見込みよ

り退職団員が多かったため、特定財源といたしまして、21款4項3目1節消防団員退職報償金の全額を充当するものでございます。

36、37ページ。10款2項4目新宮小学校管理費、14節施設整備工事費は、体育館に設置している自動火災報知設備の故障による改修工事費。6目相島小学校管理費、13節車船舶借上料は、当初の見込みより利用回数が多く、今後も利用することが見込まれるため、船舶借り上げ2回分を増額。17節学校管理用備品購入費は、保健室で使用している滅菌機が故障したことによる買い替えのための経費。8目新宮東小学校管理費、11節インターネット料金は、当初、利用を予定していなかった仮設校舎に、学級数の増により学級を設置することとなり、Wi-Fi利用のための通信料を計上するもの。3項2目新宮中学校管理費、11節じん芥収集運搬料は、机や椅子、キャビネット等の廃棄処理に必要な経費を計上いたしております。

少し飛びまして、44、45ページ。10目そびあしんぐう管理費、14節施設整備工事費は、当初から予定しておりますそびあしんぐう太陽光発電システム制御設備設置工事に際し、半導体をはじめ、その他の資材等の高騰によるもの。7項3目体育施設費、14節運動施設整備工事費は、杜の宮テニスコート及び周辺駐車場の照明器具について、LED化更新工事を実施するもので、特定財源といたしまして、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金金の全額及び21款4項3目スポーツ振興くじ助成金の全額を充当するものでございます。13款1項1目繰出金及び2項1目公営企業支出金につきましても、人件費にかかるものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出説明時に説明をしたものは省略させていただきます。19款2項2目1節財政調整基金繰入金金、5,895万円で収支調整をいたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 45ページ。10款の体育施設費の中の先ほど説明ありました杜の宮のテニスコートLED化ということで、3,600万円ぐらい計上されていますけども、6月の補正ということで、3月に当初予算をして補正を組んだということですが、これはどういった経緯で補正を組まれたのか。緊急性とかいうところが主になると思うんですが、その経緯をちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桐島 聡君） はい。杜の宮のLED化経費についてということですが、これにつきましては財源として宝くじスポーツ振興くじの助成金を財源としておりますが、それが必ずしも当たるわけではないというんですかね。一応、3年度の末に申込みをして、採用されれば翌年度にこれが決定するんですけれど、それを待ってからの予算措置ということでさせていただ

ておりますので、当初予算にはどうしても必ずしもこれがつくとは判明しておりませんので、6月補正を待って計上をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ということは、当初からですね、当初から計画をしておいて、それがスポーツ振興のほうの助成が出たのでやったということで、当初から計画されてあったんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桐島 聡君） はい。計画につきましては、当初から考えておりました。財源の関係ということで、6月補正ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。12、13ページのところの委託、2款1項6目のところですね。自治体DX推進事業委託料、ちょっとよく分からなかったのが質問させていただきまします。まず町内の課題を抽出するという形で言われましたけど、これは例えばインターネットを使ってやるのか、どういう形なのかというのを1点教えていただきたいなというのと、あと数パターンとか、2パターンなのか数パターンなのかちょっと聞こえなかったんですけど、2なのか数なのか聞こえなかったんですけど、それがもう決まっているパターンなのか、その抽出した中からその数パターンをつくっていくのかというのを教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。すいません、ちょっと聞こえづらかったのだらうと思いますけれども、実証実験の数としては、複数、数パターンです。2じゃなくて。それを、新宮町若い方が多い地域もあれば、結構高齢化が進んでいる地域もある。それと、やはり人口が増えている地域、それと減っている地域もございますので、そういった新宮町独特のそういった町の状態を町のほうで把握いたしまして、そこで住まれる方々、町民の方々がどういった今からですね、要求を持たれるのか、行政に対してニーズがあるのかというのを調査いたしまして、そこに新たなサービスをするにあたり、今のような形で人が行くわけではなくて、そこにいわゆるデジタルの技術を用いて、人手がかからなくて町民の皆様も便利になるというふうなパターンが、どこかにありはしないかというのを探しまして、これ、何パターンかやっぱり出てくるらしいんですけども、そういったものを新宮町独特のものをできるだけ探して、そこにデジタルを入れ込んで、行政も町民サービスの向上につながる、町民の皆様も行政に対する納得度が上がるというようなものを、メインとしては実証実験、費用対効果もありますし、僕たちがいいと思ってデジタルを入れたけど、町民の皆さんにはやっぱりちょっと使い勝手が悪くて、あまり利用が上らなかったということもありましようから、そういったものを実証実験を今回の

この補助金を用いてやりまして、費用対効果もあるな、町民の皆様になんていただけるなというふうなものを実際に措置していくというふうな、これは5年度以降になりますけれども、そういう考えで行う事業でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ちょっと確認させてください。課題抽出は、いろんな地域に行って課題を吸い上げるという、インターネット等を使ってというよりも、そういう形かなと今聞いて感じましたけど、それで正しいのかというのと、その数パターンっていうのは、その委託先がいろんな今までの経験とかを持ってて、いろんなサービスがありますよと、それを聞いた上で、ここはこういうのがあるかもねっていうのをいろいろ実験していくっていうことでよろしいですか。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。実際、地域に入り込んでいくかというのは、まだ決めておりません。私ども通常の行政運営の中で、皆さん方からも声もいただきますし、区長さん方からもいろんな声をいただいておりますので、それを踏まえてやるのか、もうちょっと詳しく聞こうということで地域に入り込むかというのは、まだ決まっております。それはそれぞれの案件によるかなというふうに思います。それともう1個なんでしたかね。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員、いいですか、もう1回質問していただいていいですか。はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 抽出した中で、委託先がいろんな経験を持っている中で、これがここに合うんじゃないかというのを実験していくという形で考えていいですか。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい。すいません、失礼いたしました。おっしゃるとおり、民間事業者とも組みまして、そこの民間事業者と町で協議して、ここのこういった問題にはこういったアプリとか、技術がありますよという、そういったものを提案していただいて、町でもそれをたたいて、これを導入してみようかというふうに決まるものでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。プレミアム付商品券について、お尋ねをしたいと思えます。従来どおりの事業を計画されておるわけですが、そろそろですね、利便性、利用者の方の利便性という意味で、近隣自治体でも、徐々に普及しつつある電子決済を導入するということを検討する時期に来てるんじゃないかなというふうに思うんですね。今たまたまデジタルトランスフォーメーションの話も出ましたが、これは相変わらずアナログ方式。特に500円金券ということで、お釣りが出ないというようなことから、言ってみればプラスアルファの消費を得られ

るというか、発生させる要因の一つ、それが経営者側から見るとプラスかもしれませんが、少なくとも利便性を考えていく中で、これから先っていうのはやはりさっきも言いましたけど、近隣自治体の事例を見ても徐々に拡大しつつあるということからすると、商工会とこれから先、来年以降も多分今までの経過からすると継続されるでしょう。プレミアム率が若干前後するにしてもですね。そういった意味では、そろそろ私は検討する時期にあるんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。プレミアム商品券の電子決裁関係ですけども、この事業に当たりまして、役場内でもいろんな意見がありまして、そういった話もございました。実際、そうした場合にやはり高齢の方が取り残されるのではないかというところがまずあるのと、あと今の中では町外からも購入ができる。町内に絞るのがなかなか難しいのではないかというところで、今の中ではなっているようでございます。ここは引き続き、やはりそういった形を進めていければいいのではないかとおっしゃっておりますので、引き続き検討しながら、また考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 実は私、実際によその自治体のやつを購入して使ったことあるんですけどね。例えば、隣の福岡市では1次募集は福岡市民限定なんですね。市外の人たちは応募できないと。そこで、1次募集をやって、言ってみれば余裕もしくは余りが出たときは追加で募集すると。2次募集の段階で、やっとなフルオープンというようなやり方をしていました。実際、私1次募集の余りの部分とそれから2次募集の分と申し込んで、確かに1回購入が5万円もなかったかな、2万円かな。分かりませんが、そういったやり方をやっていました。要は今、課長が言ったように、要するに町内の方々に優先するという意味では方法はたくさんあると思うんですよね。結局、今例えば3Gがあれになって、4Gにかわってからほぼ大半の方がスマートフォンに替わってるはずですよね。だから、実際に高齢者、私も含めて高齢者ですが、もう今スマートフォンを持ってある方は、ほぼ大半じゃないかと思えます。ただ、携帯電話と言われるものを所持されていない、スマートフォンを所持されていない方は、これは当然ながら利用できませんけれども、少なくとも利用できる、利用されている方々っていうのは相当数いらっしゃると思うんです。だから、そういう高齢者が使えないという前提ではなくて、要するに高齢者の方々もそういう時代に生活してあるわけですから、そこにやっぱり参画してもらおうという意味も含めて、ぜひ私はこれから積極的に導入を検討すべきだろうというふうに思うんです。だから、要するに今のペーパー方式が、私はもう既に利便性が失われつつあるという認識のもとに、今後計画をしていただきたいなというふうに思っております。どうですか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。こちらの勉強不足の面もあったかもしれませんが、そういったところでどういう形でやっていけるのかとかですね、含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 最後にします。来年以降も計画するんだったら、ぜひ検討してください。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第55号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第55号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 第56号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第56号議案、工事請負契約の締結について、雲雀ヶ丘団地解体工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第56号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。記といたしまして、1、契約の目的、雲雀ヶ丘団地解体工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約金額は、6,358万円、うち消費税及び地方消費税額は578万円。4、契約の相手方は、糟屋郡新宮町上府北4丁目1番16号、株式会社タカトミ、代表取締役 諸岡亮でございます。5、工期は、契約締結の日の翌日から令和4年12月28日までとしております。理由といたしまして、雲雀ヶ丘団地解体工事を施工するため、令和4年5月17日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）入札結果表でございます。予定価格から消費税等を除いた金額は、9,330万円。これに対し10社を指名し、入札金額は記載のとおりでございます。

2ページに（2）としまして工事概要、工事概要記載の解体工事、整地・外柵工事を記載のと

おり実施するものでございます。

3ページに(3)といたしまして位置図を、(4)として全体配置図をつけさせていただいております。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。この解体工事を発注する上です、その指名の基準とかいうのは設けたんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 総務課長。はい。指名基準につきましては、うちの規定に従いまして今回、工事の予定価格が1億263万円となっております、企業の登記を示す経営事項審査のほうは、専門工事で750点以上というところで等級格付から、等級といたしましてはA等級となっております。指名業者数は予定価格が7,000万円以上3億円未満ということで、10社以上という形の基準としております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。私、全然分かっていないのでちょっと質問するんですけど、もともとアスベストが分かる前は5,000万弱やったと思うんですよ。それでアスベストがということで1億ちょっと超した金額で、下がることはすごくいいことなんですけど、結果6,300万円と。6掛けぐらいなんですけど、こういうのが大体、普通、実態なんですかっていうことをちょっと全く分かっていないので、簡単な説明だけでいいんですけど。

○議長(牧野 真紀子君) 総務課長。

○総務課長(太田 達也君) はい。今回の工事が解体工事というところで、最低制限価格を通常1,000万円以上の工事につきましては設けておるんですけども、今回は解体工事ということで最低制限価格を設けていないものとなっております。その関係で、業者の思惑、都合等々で入札金額を入れていただいておりますという認識で、落札率としましては60パーセント台の落札となったというふうなところで解釈をしております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) ほかに。はい。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。この工事契約そのものとは少しずれがあるかもしれませんが、関連でお尋ねしたいと思います。この用地については、売却を前提に、計画の説明を受けておるわけですが、売却するにあたって敷地面積100パーセントを売却する予定なのかどうか、確認をさせてください。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい、お答えいたします。実際、解体しまして更地にいたします。そのあとに測量するわけなんですけども、一応、道路用地との境界をしっかりと確定させてやりますので、100パーセントよりか少し下がった形の用地売却面積になろうかと思っております。以上で

す。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） お尋ねしている趣旨は、公共用地として目的を持って確保する面積があってもいいんじゃないかなと私は考えているんですが、たまたまあそこ住宅の間の道路でしたから、もうこれ解体すれば、その町道そのものは極端に言うと、枠組みから考えれば必要なくなる可能性も十分あると思うんですね。それとは相反して、例えば、今、コミュニティバスは道路の関係で緑ヶ浜3丁目までしか行っていない。じゃあ、その当時の説明でいくと、要するに転回場所がない、それから道路幅が狭い、もろもろの理由で緑ヶ浜地域内には、まだ走行してないと。でも、将来的に考えると、町営住宅であるとか奥のほうの方々にとってみれば、あそこまで出てくるっていったら相当な距離があるわけですから、例えば、町営住宅の敷地の一角を公共用地として確保して、旧495号沿いの転回場所の、多分半分ぐらいしか使っていないと思うんですね、転回場所としては。その程度の敷地は逆に確保して、あそこを売却するということも検討できるんじゃないかと思うんですね。ですから、より住民の方の利便性を考えたら、要するに、その敷地を丸ごと販売するというのではなくて、要するに将来を見越した土地利用の在り方をもう一度やっぱり検討してもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、町長。

○町長（長崎 武利君） はい。今ですね、緑ヶ浜の地区の道路が、まだ森林管理署の敷地になっているわけですね。それを今回、払下げをしていただくと。そのためには、測量を町がしなければいけない。それで地籍調査を令和4年で一応やるように、今度予算も出させていただいておりますが、そういった中で、現在の新しくできた町営周辺の広場もありますし、総合的にしっかり今言われるようなことを考えながら、売却する面積はどれぐらいかとかですね、検討をしっかりとしていけたらいいんじゃないかなと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） ちょっと今の町長の答弁、要は、私が提案させてもらったこと、結論は先としても検討をするということで理解してよろしいですかね。答弁をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。検討していくということで、いいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第56号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 第57号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、第57号議案、工事請負契約の締結について、新宮中学校体育館屋根及び外壁改修工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第57号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。記といたしまして、1、契約の目的、新宮中学校体育館屋根及び外壁改修工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約金額は、8,585万5,000円、内消費税及び地方消費税額は780万5,000円。4、契約の相手方は、福岡市東区原田1丁目1番21号、コスモ建設株式会社、代表取締役、山崎隆徳でございます。5、工期は、契約締結の日の翌日から令和4年12月23日までとしております。理由といたしまして、新宮中学校体育館屋根及び外壁改修工事を施工するため、令和4年5月17日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）入札結果表でございます。予定価格から消費税等を除いた金額は9,112万円。これに対し10社を指名し、1社が予定価格を上回ったため、また、1社が最低制限価格を下回ったため入札失格となっております。（2）といたしまして工事概要。防水改修、建具改修、外壁改修等々、構造は鉄筋コンクリート造で、建築面積は記載のとおりのもを実施するものでございます。

2ページに、（3）といたしまして位置図を、（4）として配置図をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第57号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第57号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 第58号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、第58号議案、財産の取得について。新宮町消防団第6分団積載車更新を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第58号議案、財産の取得について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。記といたしまして、1、取得財産は、新宮町消防団第6分団積載車更新。2、契約の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、1,155万円、内消費税及び地方消費税額105万円。4、業者名は、福岡市中央区長浜2丁目3番40号、愛知ポンプ工業株式会社、代表取締役、有馬拓。5、納期は、契約締結の日から令和5年3月28日まででございます。理由といたしまして、新宮町消防団第6分団積載車を更新するため、令和4年5月17日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）として入札結果表をつけております。予定価格から消費税等を除いた金額は、1,100万円。6社を指名をいたしまして、入札金額は記載のとおりでございます。（2）に今回購入する物品の概要を記載しております。消防団6分団積載車の更新に係るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第58号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第58号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 発議第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、発議第2号、中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて、日本政府に実効的な措置を講ずることを強く求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件につきましては、濱田幸議員ほか2名から提出がなされております。趣旨説明を求めます。

濱田議員。

○議員（４番 濱田 幸君） 発議第２号、新宮町議会議長、牧野真紀子様。提出者、新宮町議会議員、濱田幸。賛成者、新宮町議会議員、温水眞。同じく新宮町議会議員、北崎和博。中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて、日本政府に実効的な措置を講ずることを強く求める意見書の提出について。理由といたしまして、中華人民共和国では、新疆ウイグルなどにおける少数民族への深刻な人権侵害や、香港などでの民主運動家への激しい弾圧行為は止まることなく続いていると言われております。よって、日本政府及び国会に対して、ウイグルを初めとする中国における人権弾圧の実態の調査を実施するとともに、基本的人権の尊重が保証されるよう、実効的な措置を講ずることを要請するため、上記の議案を別紙のとおり、新宮町議会会議規則第１３条第２項の規定により提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて日本政府に実効的な措置を講ずることを求める意見書案でございます。朗読することで、説明とさせていただきます。

中華人民共和国（以下、「中国」という。）では政府による、新疆ウイグル、チベット、内モンゴル自治区などにおける少数民族への深刻な人権侵害や、香港などでの民主運動家への激しい弾圧行為は止まることなく続いていると言われていた。令和２年１０月には国連総会第３委員会でドイツなど３９か国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。米 국무省の報告書では、特にウイグル人を中心とした１００万人以上の人々が「強制収容所」に連行され、強制労働や思想教育、組織的な性的暴行や不妊手術、拷問、殺害などの非人道的行為が行われているとの報告がある。米国政府は令和３年１月に、こうしたウイグルにおける弾圧を「ジェノサイド（民族大量虐殺）」と認定した。３月には米国や英国、カナダ、欧州連合で強制労働が疑われる太陽光パネル製品や新疆綿の禁輸措置などを発表している。これまで、人権が尊重されるまちづくりに真摯に取り組んできた新宮町議会としては、隣国のこうした事態は我が国の安全を考えても到底容認できるものではない。よって、本町議会は、日本政府及び国会に対して、ウイグルを初めとする中国における人権弾圧の情報の収集をするとともに他国と連携し、基本的人権の尊重、自由や民主主義という普遍的価値が保障されるよう、実効的な措置を講ずることを強く要望する。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、細田博之殿。参議院議長、山東昭子殿。内閣総理大臣、岸田文雄殿。内閣官房長官、松野博一殿。外務大臣、林芳正殿。経済産業大臣、萩生田光一殿。国際人権問題担当首相補佐官、中谷元殿。以上でございます。

議員の皆様へ配付しているとおおり、最近も基本的人権を侵していると言わざるを得ない新聞報道がなされています。ぜひとも政府に基本的人権の尊重、自由や民主主義という普遍的価値が保

障されるよう、1日も早く有効な対策を講じていただきたく、新宮町議会として意見書の提出をお願いするものでございます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） この場でよろしいでしょうか。お尋ねいたします。この今回の意見書の内容を見ましたら、表現が非常に深刻というか、きつい内容であるなというのをまずは感じました。私も調べましたら令和2年の10月に、ここにも書いてありますが、国連総会第3委員会において、日本はアジアから唯一この会合に参加しまして、新疆の人権状況に関する深刻な懸念をこの場でもう既に表明をしております。それから、今年の2月23日には人権理事会の声明においても、真剣な懸念を表明するとともに、中国に対して具体的行動を強く求めているという記事がございました。日本政府は、中国政府に対して人権は国際社会共通の普遍的価値であり、自由、基本的人権の尊重、法の支配が中国においても保障されることが重要であるとの立場を様々な機会に直接伝達しているということも書いてございました。この国際社会からの懸念が高まっている新疆ウイグル自治区に関しては、重大な人権侵害が行われているとの様々な情報がありますが、表現ぶりはそれぞれその記事を書かれたところで違うとは思いますが、政府としても同自治区の人権状況については深刻に懸念しており、ということで表明ももう既になさっているということを記事で確認いたしました。

ただし、この日本には、欧米のような情報機関というものがないので、この人権侵害を事実と認定する正確な情報がありません。そのために、その説明責任を果たすように働きかけるということをやっているということでもございました。

それから、本年の既にそうやって衆議院でも今年の2月でしたですかね。衆議院の人権状況に対する決議っていうのをなされていると伺いました。生ぬるいという新聞報道とかもなされていましたが、あえて人権侵害という言葉とかですね、それを書いていないかということを考えますと、昨年4月16日ですか、日米首脳会議におきましても人権の懸念を表明したけれども、当時の菅総理はバイデン大統領に、日本はその制裁まではかけませんっていうことを何か説明していらっしゃるということも聞きました。やはりこういう人権問題、国によってどういう行動をしていくか。あえて厳しく突っ込んでというか、中国政府が自国の国民に対して、極端な行動をとりはしないかとかいう、そういう配慮まで考えられて今回の衆議院の議決の文章になったのではないかと、ということも表記してございました。私もそういうことを考えまして、今回の出でました決議の文章の中で、実効的な措置を講じることを要請するとありました。この実効的な措置とは、具体的にはどういうことを考えてらっしゃるのかということのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） ご質問の実効的な措置ってというのは、私としては本当に人権問題が解消されることを願っておりますので、それに対して有効な措置を考えて実行していただきたいというところですので、そこは私が考えるところではございませんので、国、政府とか、そちらのほうでしっかりと検討していただきたいと。これを私が意見書を出させていただいたのは、そういうふうに議決もされてはおりますが、まだ参議院のほうで議決を、決議をされることになると思いますので、できるだけ早くそういう人権侵害が解消されますように、そう願っての意見書を出させていただきました。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかに。ありませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） お尋ねをいたします。今、安武議員からのご指摘ありましたように、今年の2月1日には衆議院で、既にこの件に関する決議が行われておるわけですね。その中で表明されたことを含めて、あえて一地方議会である新宮町議会が意見書を出さないかん理由について、ご説明をいただきたいというふうに思います。それからもう1点は、この意見書に書かれている内容につきましては、やはり強弱の差、先ほど安武議員も言いましたけど強弱の差こそあれですね。内容としては、私は同一のものじゃないかなという気がするんですが、それをあえて意見書として出す理由について、その2点、お尋ねをしたいと思います。お答えください。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。議決をされまして、それでなぜまた意見書を出すのかっていうことなんですけれども、先ほども言いましたが、まだ、次の参議院での決議もあります。ちょっとさっきと重複することになるかとは思いますが、急いでいただきたいと。それから、この意見書なんですけれども、意見書を出して終わりではないと、私は思っております。やはり意見書を、議決をされましても、それが通りましても、そのあとにしっかりとそれが実行をされるのか、そここのところを地方議会からも見守っていると。多くの方が関心を寄せているんだっていうことで、ご理解いただけるのではないかと。そういう政府の背中を押すという地方議会からも政府の背中を押すっていう意味でも出させていただきたいということでございます。それからもう一つは、意見書を出すっていうことと、それが実行される、政府としていろんな対策をとっていくっていうのは、私は別物であると。議決をするっていう、それはそれで、やはりそのいろんな対策をやっていくっていうのは、議決を待たずしてもできる部分もあるかもしれないので、こういう声を上げていくことで、そういう行動をしっかりと起こしていただきたいというふうに私自身は思っております。よろしいでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 2つ目の質問をお答えいただきたいんですが、要するに、衆

議院が既に議決した内容と、それから今回出そうと提案された発議の意見書というのは、私から見ると同等、同じ内容の文章ではないですかというお尋ねをしているんですね。どこがどういうふうに違うのかをご説明いただきたいなというふうに思います。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。どこがどう違うのかっていうところの説明で、ほぼ一緒かと思えます。しかし、今述べましたように、意見書を出すことは議員として許された行為っていうんですかね。なので、その文言の多少の違いとか、そういうところかもしれませんが、それは議員として権利として与えられていると思っているので、意見書を出させていたきたいというふうに思いました。反対に言うと、意見書を内容がちょっと似ていれば、意見書を出してはいけないっていうことなのかどうか、ちょっと私はちょっと分からないんですけども、それは意見書を出すっていう権利はあると思っています。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。ほかに。はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 先ほどから衆議院で2月1日に決議ですね、出されたという話が出ていますが、この内容をこの意見書の中に、こういう決議が出たけれども、という内容をこの意見書の中に入れなかった理由っていうのを教えていただきたいなと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） 別にそれをちょっと必要と私は思っていなかったので入れなかっただけのことですが、私も決議されたっていうのは重々承知はしております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。大牟田議員、いいですか。ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑がこれで終わりということなんですけど、これ、どういたしましょうか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい、じゃあ、討論しますね。

はい。それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） はい。先ほども申しましたが、やはりもちろん人権を守られなければならないし、本当に大変な、記事をいろいろ読みましても大変なことだと思います。ただし、中国と日本の経済的にもいろんな面で関係があるわけですね。そういった複雑な国と国との外交関係っていうんですかね。そういうところまで影響するのではないかということを経験した衆議院の議決にもなっていると思いますし、声高に言うだけでは平和に、すみません、語彙が少なくて申し訳ないんですが、やはりよく考えて外交をやっていかなければならないということ

を考えます。やはりこの内容が非常に断定している、人権侵害で、もちろんそういった厳しい内容の文面でありますので、そこを懸念をいたします。私は反対をいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。今ですね、質疑でいろいろな意見、質疑がございましたけども、一つは、国会の衆議院のほうで決議がなされた。だから、必要ないんじゃないかというふうな意見。で、その内容も変わらないんじゃないかと。だから、必要ないんじゃないかというふうなご意見がありました。多分、議員の皆さんですね、国会、衆議院の決議っちゅうのは把握してあると思うんですけども、その中の1番最後ですね、決議の。深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施すべき、というふうにあります。包括的な施策が実施されているかと思えますと、今現状としてそういうふうなアクションが起こっていないのじゃないかなというふうに思います。だから、この意見書を出す意味は十分にあるのかなというふうに思っております。それと、この意見書は内容がきつというふうなご意見もございましたけども、中段にかけて、これは米国、アメリカなりの報告機関とか、そこら辺の報告事項を記載しておるわけでございます。3月議会にウクライナの侵攻の意見書をこれ全会一致で、皆様方ですね、提出をするような形、賛同いただいたということございまして、国が違えど、このウクライナに関しましても行き着くところはやっぱり人権、基本的人権の尊重が損なわれるんじゃないかというところになるんじゃないですかね。この件についてもやはりそこら辺ですね、しっかり日本政府として調査をし、そして何らかの対策がとれるのであればとっていただきたいというふうに思う意見書でありますので、やっぱりそこら辺、国の云々じゃなくてやはり基本的人権の尊重、そこをしっかりとっていただきたいというふうな意見書でございますので、私、賛成いたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。次に、原案に反対者の発言を許可いたします。松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 安武議員の発言に似通うところがあるんですが、今回のことに関して趣旨は重々分かります。賛同を得るところはありますが、先ほど言われたように一応、衆議院のほうで議決されて、そのことがありますから、今回のこれを提案されたことに対して時期的な問題にちょっと疑問を感じますので、私は反対いたします。

○議長（牧野 真紀子君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。私はね、上部団体とかいろいろありませんのでね。僕の個人的な意見ということで言いますけどね、あまり正直言って国会の動向とか見てなかったのでもっと把握していないんですけど、日本と中国が、要は国交を回復して多分、僕ら高校か大学の頭ぐらいの時だったと思うんですけど、当時と今はもうかなり違っていると思うんですよ。ものすごい違いです。今の中国の主席が5、6年前に、もう今度あれだから10年か、7、8年前に要は宗教を、チベットのダライ・ラマさんをインドに追放したりとか、もう歴史的にやっています

よね。それで、そういう意味でね、例えばイスラムのそういう宗教とかそういうものを中国化っていうか、そういう政策でずっと望んでいるというのは、これ新聞報道ですけど、もう聞いているんですよ。それで、私ファッションの仕事をやっていたので、当時からトルファン綿とかね、あそこの新疆のところですね、新疆綿とかっていうので、もう10年ぐらい前から、要するに、その辺の綿はやっぱり使うなど、使わないというようなこともありましたし、やっぱりかなりの人権侵害が行われていると思うんですよ。それで、先般の多分1週間から10日ぐらい前だと思うんですけど、中国の公安当局が要するにビデオっていうんですか、それを取っているのがハッカーかなんかにやられて広がっていますよね、世界的に。言葉とか文章を見ただけではなかなか分からないんですけど、ウクライナの映像でもそうですけどね、やっぱりそういうものを見たら、我々はやっぱりそういうことは許されないことだというようなことを思うべきやないかと思えます。それで、衆議院がやったとかね、参議院ができていないとかという部分と、地方議会とは何ぞやということはいろいろあると思えますけど、自分たちが自分がどう思うかということが一番大事だと思うので、私は自分の意思として取りあえず賛成をしているということでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい。次に、原案に反対者の発言を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 確かに人権問題に関しては、懸念がありますし、それを解消のために地方議会が動くということは必要かなと、いいことかなと思います。しかし、意見書を出すに当たっては、やっぱり各方面に配慮っていうのをしないといけないのかなと思っています。この文章が、先ほど安武議員も言われましたように、とても強いていうのと、あと衆議院で議決がされていますので、その件についてはやはり中に書くべきじゃないかなって思います。それで、それに対してそれプラスで更になっていうのであれば、それをやっぱりこの中には謳うべきじゃないかと。そうしないと、衆議院に対しても失礼に当たるんじゃないかなと私の考えですけど私は思います。よって、この案には反対させていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。私は反対を趣旨とした発言をさせていただきます。まずですね、冒頭に申し上げておきますけども、新疆ウイグル自治区で行われているであろう人権侵害は、報道等で私も十分認識してるつもりですし、心を痛めておる1人だと言うことは冒頭に申し上げておきたいと思えます。

ただですね、先ほど発議者の方から出ましたけども、意見書提出は地方議会に認められた制度だという趣旨の発言がありましたが、地方自治法99条で認められている意見書の提出っていうのは、あくまでも自治体における関連関係する事件に対する意見書、国に対する意見書の提出であって、それが関係してるか否かっていうのは我々議会に委ねられとるわけですね。だから、こ



れが関係しているか、していないかなんて議論をするつもりは私はありませんので、ただ、何でもかんでも出していいんだよということではないということだけは、ご理解いただきたい。要するに、我々がこの案件は新宮町にとって関係する事件なんだと、だから意見書を出すんだという前提になるというのが、99条の私は趣旨だというふうに理解しています。これは、まず冒頭に押さえておきたいというふうに思います。

それから、2点目は先ほど私の質問で申し上げましたように、衆議院で既に決議がされているんです。それは自民、公明の与党をはじめとして、各野党、立憲民主、国民民主、日本維新の会、それから共産党の賛成者、言ってみればほんの一部の政党が反対した。ほぼ全会一致に近い状態で可決されたものを地方議会として、どう覆そうという意見書を出すのかというのは、私はよく理解できません。以上、地方自治法の趣旨、それから衆議院の既に議決された内容であるという2点から、私はこの意見書は提出すべきでないというふうに思っておりますので反対いたします。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 12時を過ぎましたけれども、このまま会議を続けたいと思います。

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 私も一応、反対の意見のほうでお話をさせていただきます。

人権に関しての、人権を配慮するっていう、その世界的な動きっていうのは私も賛成しておりますし、そういうもの、人権を侵害するものは、全て根絶する必要があるとは思っております。

今回、意見書っていうことでいろいろな反対意見の方が言われたように、既に衆議院のほうで採択されているっていう話、また国会のほうでもいろいろな社会情勢、取引、いろいろ世界的なつながりがある現在において、様々な配慮がされ、いろんな文言にもですね、すごい配慮しながらの採択っていうふうにされております。今回出された内容については、ちょっと内容的にきつい部分がありますし、こういうものを町議会として出す、もう採択されたものから後に出すっていうことには、すごく配慮が必要なのかなというふうに思っております。その点からちょっと反対意見を述べさせていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

では次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） では、これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立する者4名、起立しない者7名]

○議長（牧野 真紀子君） 起立少数でございます。したがって、発議第2号は否決されました。

---

### 日程第23. 報告第6号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、報告第6号、令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第6号、令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いします。令和3年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の1款1項事業名、三代（挾田）地区下水道管渠築造工事（第1工区）は、県道町川原～福岡線での町発注工事2本を上期、下期とする計画をしていましたが、同路線は福岡地区水道企業団の水道管やガスパ等の埋設物が多いため、関係機関との調整や交通規制に関する協議に時間を要したことにより、工事を繰り越すものでございます。4,774万8,000円を翌年度繰越額として計上いたしております。財源内訳としましては、国庫補助金2,081万5,000円、企業債2,450万円、損益勘定留保資金243万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第24. 報告第7号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、報告第7号、令和3年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 報告第7号、令和3年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

地方自治法施行令第145号第1項の規定により、令和3年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。8款2項道路橋梁費、開発道路整備負担金につきましては、継続費の総額は1,088万3,000円で、令和3年度継続費予算現額の予算計上額、947万8,000円全額を令和4年度に逐次繰越しするもので、その財源内訳は記載のとおりとなっております。8款4項都市計画費のスマートインターチェンジ設置検討調査委託料につきましては、継続費の総額は1,353万円で、令和3年度継続費予算現額の予算計上額、41万8,000円全額を令和4年度に逐次繰越しするもので、その財源内訳は記載のとおりでございます。最後に、8款4項都市計画費の立地適正化計画策定委託料につきましては、継続費の総額は2,220万9,000円で、令和3年度継続費予算現額の予算計上額、952万2,000円のうち236万9,000円を令和4年度に逐次繰越しするもので、その財源内訳は記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第25. 報告第8号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、報告第8号令和3年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 報告第8号、令和3年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

地方自治法施行例第146条第2項の規定により、令和3年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。13事業費、総額3億8,098万1,000円を令和4年度に繰り越すものでございます。その財源内訳につきましては、3年度収入済みの特定財源は、表最下段のそびあしんぐう大ホール電動舞台機構改修事業の1億円のみとなっております。また、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金2億698万1,000円、地方債5,000万円、一般財源は2,400万円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第26. 報告第9号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第26、報告第9号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第9号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。今回、1ページから11ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。令和4年2月1日から令和4年4月30日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で5件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で1件でございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で89件、特別会計で7件、水道事業会計、公共下水道事業会計で8件でございます。

参考資料といたしまして、入札結果表を別途添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第27. 報告第10号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、報告第10号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後12時17分散会

---